

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記の
とおり制定する。

令和3年3月8日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の
施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和3年政
令第25号）による新型コロナウイルス感染症を指定感染症として
定める等の政令（令和2年政令第11号）の廃止に伴うため。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(令和3年伊丹市条例第 号)

一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第438号)の一部を次のように改正する。

附則第23項中「職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号。以下「政令」という。)第2条に規定する期間の末日までの間に、」を「当分の間、職員が」に、「政令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例附則第23項の規定は、令和3年2月13日から適用する。